

根室市国民保護計画の概要

第1編 総論

1 計画の目的

根室市国民保護計画は、国民保護法の規定に基づく諸事項を定め、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進することを目的とする。

2 国民保護措置に関する基本方針

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 国民の権利利益の迅速な救済
- ・ 国民に対する情報提供
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 国民の協力
- ・ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ・ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- ・ 外国人への国民保護措置の適用

第2編 平素からの備えや予防

1 組織・体制の整備等

- ・ 国民保護措置の実施に必要な組織及び体制等の整備
- ・ 国、道、他の市町村等関係機関との連携体制の整備
- ・ 非常通信体制の整備等
- ・ 情報収集・提供等の体制整備 など

2 避難及び救援に関する備え

- ・ 運送事業者の輸送力、道路網リスト、避難施設リスト等避難に関する基礎的資料の準備
- ・ 避難実施要領のパターンの作成
- ・ 備蓄物資等救援に関する基礎的資料の準備、関係機関との連携体制の整備及び道との調整等
- ・ 避難施設の指定への協力
- ・ 生活関連施設の把握、安全確保措置のあり方について定める等 など

3 備蓄等

- ・ 市長は、防災用備蓄の品目や基準を踏まえ、備蓄又は調達体制を整備する。
- ・ 国民保護措置に必要な特殊な備蓄は、国及び道の整備状況等を踏まえ、道と連携し対応する。

4 研修及び訓練

- ・ 市は、道等関係機関と連携して、職員等の研修に努めるとともに、実践的な訓練を通じて対処能力の向上を図る。

5 国民保護に関する啓発

- ・ 市は、国及び道と連携し、国民保護の重要性や住民がとるべき行動等に関する啓発を行う。

第3編 武力攻撃事態等への対処

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案が発生を把握した場合において、道及び警察に連絡するとともに「緊急事態連絡室」を設置し、所要の初動措置を実施する。

2 市対策本部の設置等

市長が市対策本部を設置する場合の手順、組織構成及び機能、市対策本部長の権限などについて定める。

3 関係機関等との連携

市は、国、道、他の市町村、指定（地方）公共機関と相互に連携する。

また、ボランティア団体等への支援を行うとともに、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

4 警報及び避難の指示等

- ・警報、緊急通報及び避難指示に関して、通知先、伝達方法など必要な事項を定める。
- ・市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に基づき、関係機関の意見を聞いたうえで避難実施要領を策定する。
- ・市長は、避難実施要領で定めるところにより、避難住民を誘導する。また、知事に対し、避難誘導に際に必要な支援の要請を行う。

5 救援

避難住民等に対し、関係機関と連携・協力して必要な措置を実施する。

6 安否情報の収集・提供

安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

7 武力攻撃災害への対処

- ・市長は、国や道等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて知事に対し、必要な措置の実施を要請する。
- ・市長は、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示、警戒区域の設定等必要な措置を実施する。
- ・市長は、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

8 被災情報の収集及び報告

市長は、人的及び物的被害の状況等について収集する。

9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難先地域における避難住民等について状況を把握し、地域防災計画に準じて必要な措置を実施する。

10 国民生活の安定に関する措置

市は、水の安定的な供給等生活関連物資の適切な供給を図るとともに、避難住民の生活安定のため、公的徴収金の減免など必要な措置を講ずる。

11 特殊標章等の交付及び管理

特殊標章等の交付及び管理に関し、必要な事項を定める。

第4編 復旧

1 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備が被災したときは、一時的な修繕や補修など必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、道へ支援を要請する。

2 武力攻撃災害の復旧

市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って道と連携して実施する。

また、市の管理する施設及び設備が被災した場合は、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行い、必要があるときは、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。

3 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処は、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

資料編

- ・基本用語の説明
- ・指定避難施設一覧
- ・根室市国民保護対策本部及び根室市緊急対処事態対策本部条例
- ・根室市国民保護協議会条例